

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第115号

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営墓地条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第6条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(管理料の減額)

第5条 条例第7条第2項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を市長に提出しなければならない。

第2号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

第3号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第4号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

第5号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

第6号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

第7号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

第8号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

第9号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)